

「報復処分撤回裁判」勝利！

会社の理不尽を許さず職場からさらなる闘いに邁進する声明！

本日（1月23日）、東京地方裁判所は「減給処分無効確認等請求事件」（通称報復処分撤回裁判）で私たちの主張を全面的に認め、勝利判決を出した。私たちは、さらに職場から会社の理不尽を許さず闘いを進めていく決意を新たにしました。

2011年2月16日、会社は東京第二運輸所分会斉藤書記長に対し、不当にも「減給」処分を発令した。処分事由は、「2月3日、酒気を帯びて業務に就いたことは、社員として著しく不都合な行為である」というものである。

なぜ会社はこのような、極めて重く異常な不当処分をいち早く発令したのか。それは、2011年2月1日、新幹線関西地本で実現した組織拡大に対する報復に他ならない。

そもそも、「酒気を帯びて業務に就く」という事実など存在しない。2月3日、出勤した斉藤書記長に対し、出勤点呼において管理者は「酒臭い」ということは言っていない。にもかかわらず乗務点呼終了間際に突然「酒の臭いがする」と騒ぎ立てた。だが周りにいた人が確認しても誰一人臭いという人はいなかった。さらに、アルコール検知器で2回検査しても「乗務不適」の数値以下であった。にもかかわらず、会社は乗務を降ろし、翌日日勤を指定し、挙句のはてに「減給」処分である。このようなことがまかり通れば、すべて管理者の恣意的な判断で乗務を降ろされ処分までされることになる。このようなことは絶対に許されない。

私たちは、この不当極まりない処分に対し職場から会社の不当性を明らかにすると共に「管理者の恣意による社員管理をただす」「社内風土を変え働きやすい職場に変える」ため裁判闘争に決起した。

私たちは、裁判で闘う上でプロジェクトを結成し全国の仲間に会社の不当性を訴え共感をつくりだしてきた。そして、異常な添乗を繰り返してきた管理者や酒気帯びをデッチ上げた管理者を職場から追放した。さらに裁判闘争のなか、松山さんの加入という大きな成果を克ち取ってきた。職場からの闘いが実を結んだのだ。

裁判では「複数の管理者が酒臭いと確認している、は疑わしい」「会社は検知器で数値が出たと主張するが乗務不適以下の数値である」にもかかわらず「減給処分は懲戒処分権の乱用である」ことなどを主張した。

そして証人審問で管理者が具体的に「いつ酒臭いことを確認したのか」などという点について曖昧なことしか言えないのが現実であった。ここで会社のデッチ上げであることが明確になった。会社は裁判判決を真摯に認め減給処分を撤回しろ。

私たちは、この間、強権的労務管理に反対し職場から闘ってきた。そしてこの闘いは他労組合員からも多くの共感を克ち取ってきた。そして会社がいかに熾烈なJR東海労破壊攻撃を仕掛けようとも、今回の裁判闘争勝利を糧に職場からの闘いを通じてさらなる組織の強化・拡大に向け邁進していく。

2013年1月23日

J R 東海労働組合中央本部
新幹線地方本部